様式２

整理番号	契－法不－１

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	契約管財局管財部連絡調査課 (06-6484-5579)
処分課（担当）名	各所管所属
処分の名称	行政財産の目的外使用許可の取消し
概要	地方自治法の規定による行政財産の目的外使用許可は、所定の基準に違反した場合、取り消されることがあります。
根拠法令等 及び条項	地方自治法第238条の４第９項 行政財産の目的外使用許可にかかる審査基準等について (https://www.city.osaka.lg.jp/keiyakukanzai/page/0000650908.html)
処分基準	使用許可を取消処分する場合の基準は次のとおりとする。 (1) 本市において使用物件を公用または公共用のために必要とする場合 (2) 使用者が許可書の各条項に違反した場合 ア　使用料・保証金及び経費を納入期限後３か月以上滞納したとき イ　事前の承諾なくして、使用物件を指定する用途以外に供し、または使用物件につき、修繕、模様替え、その他原形を変更したとき ウ　使用物件を他の者に使用させ、または担保に供したとき (3) 不正の手段により使用の許可を受けたとき (4) 使用者が大阪市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき (5) 大阪市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められるとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/keiyakukanzai/page/0000650908.html
備考	